

介護保険 区分支給限度額 (1月あたりの利用限度額)の 見直しについて



消費税の引き上げに伴い介護報酬が4月1日から改正になりました。このため、居宅サービス等を利用するときの区分支給限度額(1月あたりの利用限度額)も次の通り引き上げられます。

区分支給限度基準額の引上げにともない、平成26年4月1日以降発行の、介護認定のある方の介護保険被保険者証には、新たな支給限度基準額を記載しています。

平成26年3月31日以前に発行した被保険者証については、引上げ前の支給限度基準額を引上げ後の支給限度基準額に読み替えますので、再交付のお手続きは不要です。

	平成26年3月まで	平成26年4月以降
要 支 援 1	49,700円	50,030円
要 支 援 2	104,000円	104,730円
要 介 護 1	165,800円	166,920円
要 介 護 2	194,800円	196,160円
要 介 護 3	267,500円	269,310円
要 介 護 4	306,000円	308,060円
要 介 護 5	358,300円	360,650円

保健福祉課 介護保険係 (0868) 54-2986

お問い合わせ先



歯科保健センターからの お知らせ！

歯科保健センターでは、次に掲げる事業を行っています。

- ① 地域や各種団体の行事に、費用は無料で出向いて行います。詳しくは、歯科保健センターにお問い合わせください。
- ② 乳幼児から学童に対して虫歯や歯肉炎予防に関する保健活動
- ③ 在宅訪問歯科健診・指導
- ④ 在宅および相談窓口での歯科相談
- ⑤ 介護福祉施設での口腔ケア指導(肺炎予防)
- ⑥ 摂食・嚥下障害のある高齢者に対する食支援
- ⑦ 地域での歯科疾患予防や口の機能向上(介護予防)に関する講話

【歯科保健センターとは?】

国保歯科診療所と連携を図りながら口の中から地域住民の健康の保持増進のために歯科にかかる保健事業を行っています。その事業活動は、国保歯科診療所職員が中心となって行っています。

お問い合わせ先

鏡野町国民健康保険上齋原歯科保健センター
TEL (0868) 44-2526
鏡野町国民健康保険富歯科保健センター
TEL (0867) 57-2266